

史料・神事にみるト占の手法

—考古資料との比較を中心に—

國分篤志

占いの手法の一つに、亀甲や獣骨を焼いて、その罅割れなどを観て占うものがある。先史・古代においては焼灼の痕跡が残る考古資料（ト骨・ト甲）、古代以降にはこの他に律令やその注釈書、貴族の日記、各地の神社文書、秘伝書などの史料から、その存在を窺うことができる。加えて、神事として残存する（または近世・近代まで存続していた）事例もある。このように、ト占の痕跡を残す史資料の存在形態は多様である。

筆者は基本的には考古学の立場からト骨・ト甲の検討を進めているが、今回は史資料や神事に注目し、素材の入手から整形・焼灼に至る手法を概観することとする。ト骨・ト甲との比較も通して、ト占手法の時期差や地域差などを描出できれば幸いである。

なお、本稿では、「ト占」の語を、甲骨を焼いて占うという方法に限定して用いることとし、素材により獣骨であれば「骨ト」、亀甲であれば「亀ト」と表記する。

1. 史料・神事にみえるト占

1) 史資料の概要—骨ト・亀ト略史—

まず、現存する史資料と、そこからみえる骨ト・亀トの概要を記しておく。

古代律令国家においては、国家の大事を占う方法の一つとして、亀トが採用されていた。神祇官の下に置かれた下級神官であるト部が従事した。『令集解』『延喜式』などによれば、ト部は対馬・壱岐・伊豆の三国から選ばれることとなっていた（三国ト部）。『延喜式』では、対馬から10人、壱岐・伊豆から各5人を選ぶことが規定されているが、それ以前には人数の変動があったようである。ト部の中でも特にト占技能に優れた者は、更に「ト長上」や「宮主」に選ばれ、宮廷祭祀に深く関与することになる。また、伊勢神宮に仕える斎宮においても、同様に亀トがおこなわれていた。

「ト部」が宮廷に奉仕する一方、奈良時代の戸籍・計帳や平城京出土の荷札木簡などからは、対馬・壱岐・伊豆の三国以外にも、筑前・因幡・近江・駿河・甲斐・武蔵・安房・上総・安房・下総・常陸・陸奥において「ト部」「占部」姓の人物の存在が確認される。「占部」の分布は東日本に濃密である。「ト部」「占部」の用字の差は、執行するト占が亀ト（ト部）か骨ト（占部）かの相違に起因するものと考えられている〔平野 1966・大江 2006 ほか〕。

「ト部」「占部」の分布、および本稿で取り上げる史料・神事が残る地域については、第1図に図化したので参照されたいが、対馬・壱岐や宮中以外は、東日本に集中することが看取されよう。

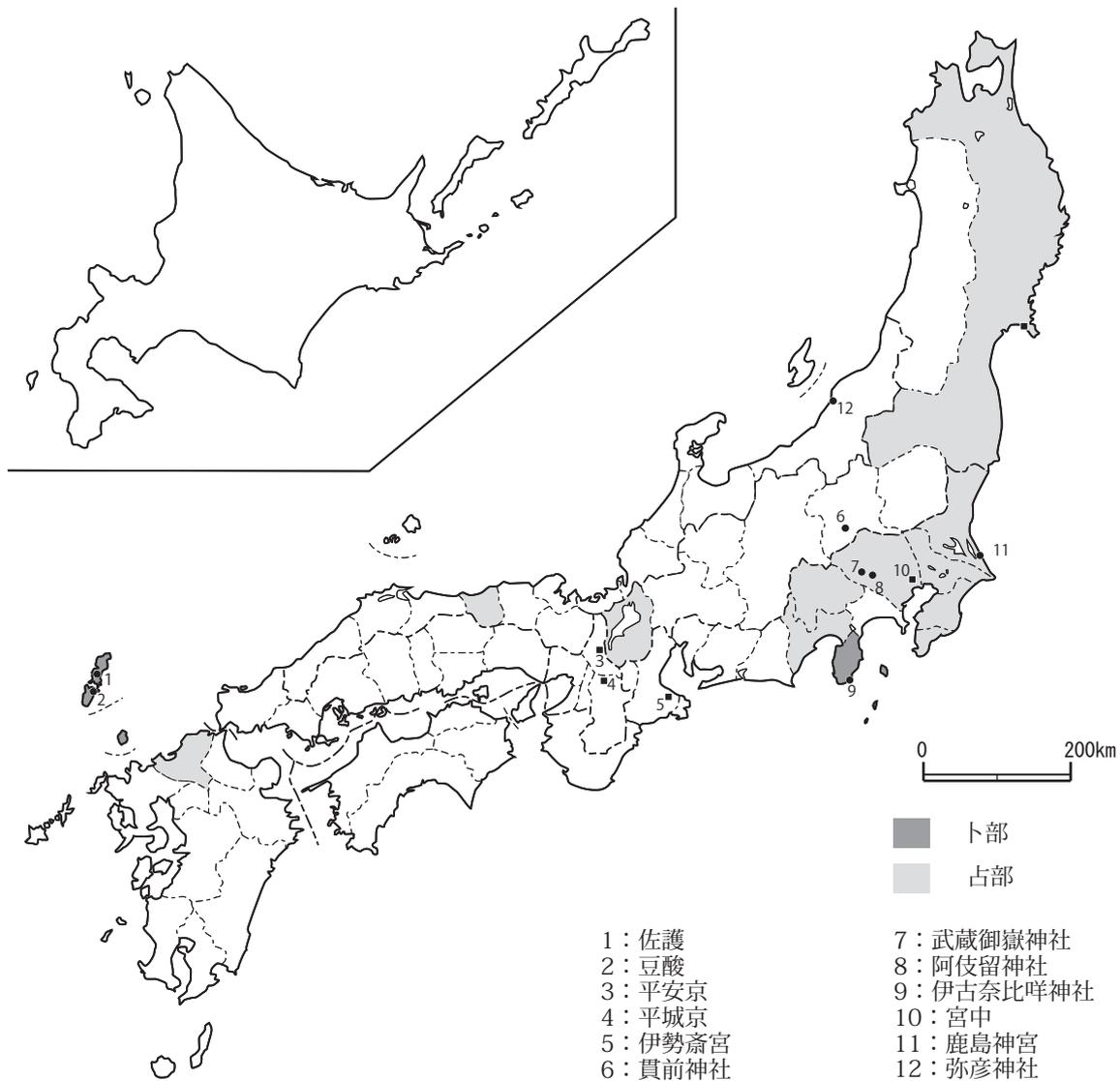
2) 各地のト占手法の分析

手法の紹介の際には、素材、事前の整形の手法、焼灼の手法、に注目する。文献記録で詳述される占断の内容については、本稿での目的ではないため、詳しくは触れないこととする。

1) 宮中

卜部による卜占のうち、特に重視されていたのが、6・12月の月次祭に先立って行われていた「御体御卜」（おおみまのみうら）である。これは、向こう半年の天皇の玉体や天下国家の安泰を占うものである。『延喜式』巻2「神祇四時祭式」によれば、両月の1日に卜占を司る神である「卜庭神」2座（太詔戸神・櫛真智命）を祀り（卜庭神祭）、続く2～9日のうちに占いをを行い、10日にその結果を奏上する（奏御卜）、という手順を採る。その起源を探ると、孝徳朝には行われていた可能性が高い¹⁾。この行事についての具体的な所作や占断の内容は、卜部氏の氏文である『新撰亀相記』²⁾や秘伝書である『宮主秘事口伝』³⁾などに詳しい。それに拠れば、①土公の祟、②水神の祟、③行幸の祟、④御膳過の祟、⑤竈神の祟、⑥北辰の祟、⑦鬼気の祟、⑧御身過の祟、⑨神の祟、⑩霊の祟、の有無が判断されることになる。そして⑨の神の祟については、更に神宮内・宮中・京中・五畿内・七道内での祟の有無を順次占っていき、最終的に一度の御体御卜での卜占の回数は160回程度に上るといふ〔安江1979〕。

『新撰亀相記』『宮主秘事口伝』などに引かれる、卜部が亀卜を執行する際に唱える祭文が、手法の参考となるため、長文であるが引用しておく。これは、亀神が皇祖神に述べた誓詞という形を取っており、亀卜により正しい占いが可能であることを表明したものである。



第1図 卜占関係地域分布地図

…仕奉るべき神を問ひ賜ふ時に、天香山に住む白真名鹿まうさく、「我、仕奉らむ。我が肩骨を内抜に抜き出し、火成トして、問ひたまへ」とまうす。問ひ賜ふ時に、已に火偽を致す。太詔戸命、進みて啓さく、「白真名鹿は、上国の事を知るべし。何ぞ地下の事を知らむ。吾は能く上国・地下、天神・地祇を知れり。況むや復、人情の憤懣きことをや。但し、手足・容貌は、群神に同じからず。故、皇御孫命、天石座を放れ、八重雲を別けて天降り坐すに、御前に立ちて下り来れり。川に住むこと産なれば、昼は野鳥を喫ひ、夜は山獣を喫ふ。故、川路を原ねて、大海に往き、下水には魚に矢を放ち、上水には鳥に矢を放ち、中水に浮き沈みて海藻を食とす。塩途を床とし、石屋を家とし、潮落を以ちて羽翼とす。海子、吾に釣を下す。若し、釣を捨て咎むること莫し。海子、又を以ちて撞かば、八十村の災あらむ。海子、朝夕に食ふと雖も、咎め崇ること有らじ。吾が八十骨〔甲なり。〕を、日に乾し曝し、斧を以ちて打ち、〔小斧なり。〕天の千別き千別きて、甲上・甲尻は真澄鏡に取り作りたまへ。〔甲の表は瑕無きこと、鏡の如し。〕天刀を以ちて町を掘り、判り掃ひたまへ。〔穴の形、町に似たり。〕天香山の布毛理木を採りて、火燧を造り、天香火を燧り出だして、天母鹿木に吹き着け、天香山の無節竹を取りて、ト串に折り立てて問ひたまへ。〔今、佐万師なり。其の節着かぬ木の辞、此の如し。〕…（中略）…、亀誓、如し。故、六月・十二月の御体のトには、先づ此の辞を誦む⁴⁾。

長く引用したが、上記の祭文と律令・格式や『新撰亀相記』・『宮主秘事口伝』、日記などにみえる記述から読み解けるト占手法は以下のようなものである。

- ①素材としては、シカの肩胛骨ではなく亀甲を用いる。亀はウミガメであり、海人により捕獲される。『延喜式』巻3「神祇臨時祭式」では、亀甲は1年につき50枚を上限とし、紀伊・阿波・土佐の三国から中男作物・交易作物として納入されることが記されている⁵⁾。
- ②亀甲を入手後は、天日に曝して肉などを除去する。
- ③斧で整形し、両面を鏡のように平坦にする。
- ④ト占に臨む際には、亀甲、鑿、小刀、亀甲に火を指す道具としての波々迦（ははか・桜の一種）、罅が入った時に水を注ぐ兆竹（さましだけ）を用意する。亀甲には鑿により方形の町を掘り、その内部に小刀により十字状の町形を刻む（第2図4）。波々迦の木に火を点け、焼灼する。焼灼順は、ト（下方）→ホ（上方）、中央→カミ（左方）、中央→エミ（右方）である。

また、ト部が司るト占には、大嘗祭において新穀を捧げる国（悠紀国・主基国）を選定する際のト占（選田点定の儀）もある。今上天皇陛下のご即位の際の大嘗祭（平成2（1990）年）においても、亀トが実施されており、今も続く慣習である。近世の大嘗祭の記録としては、鈴鹿家（吉田神社旧社家）「鈴鹿家文書」に詳しい〔鳥越ほか1990〕。概要は以下の通りである。

- ①素材は亀甲である。吉田家が入手する。
- ②ウミガメの甲羅を10年以上干した後、将棋の駒の形に整形する。悠紀・主基選定に2枚ずつの計4枚の亀甲を用意する。
- ③ト占に先立ち、亀甲の裏面に墨で町形を書く（第2図5）。
- ④波々迦の木に火を点け、「ト・ホ・エミ・カミ・タメ」と何度も唱えながら焼灼する。焼灼の順序は、「先甲ノモトヨリ頭へ、カシラヨリモトへ、次左へ、次右へ、如、此何反モ灼、之」⁶⁾、即ち下→上、上→下、中央→左、中央→右、の順であるという。そして、罅の入ったところで亀甲に水を注いで焼け罅を明瞭にし、表面に現れた罅により判断する。

2) 鹿島神宮

鹿島神宮（茨城県鹿嶋市）は、武甕槌命を祭神とする。常陸国では香島郡などで「占部」の存在が知られ、『常陸国風土記』香島郡条にも、神宮周辺に「ト氏の居む所」⁷⁾があったとされる。鹿島

神宮では、神宮祭祀に仕える女官である「物忌」の選定に際してト占が執行されていた。成立時期は不明だが、ト占に関する文献上の初見は延文元（1356）年である。慶長4（1599）年、宝永3（1706）年、安永8（1779）年の選定神事の記録が残存している〔森本2003〕。これらの史料から窺えるト占手法は以下ようになる。

- ①素材は亀甲とする。
- ②亀甲は事前に100日間日干しする。亀甲を加工する役の家があったという。
- ③亀甲の表面を平滑にする。
- ④亀甲を2～3枚（候補者の人数分）用意し、物忌の候補者の名前を書く。神前に鼎を立て、その上に亀甲を置く。朝から晩まで亀甲を焼く。『御ものいみ由来略』に、「…本社神前にて、あら炭の火をおこし、其上にてくだんのかめのかうをやく、ふしぎなるかな、しんりよのうじゆの亀の甲は、さらにやくる事なく、のうじゆあらざる亀の甲は、たちまち薪木のごとくにやけ、かたちをうしなふ、すなはちやけざるかめのかうに、かきしるしたるとうによを新ものいみにそなへ奉る…」⁸⁾とあり、物忌に相応しい女子の名を書いた亀甲は焼け損じず、そうでない女子の名のものは焦げるといふ。ただし、大永3（1523）年の奥書のある『鹿島大神宮物忌代々社職之次第』によれば、亀甲を焼き、女子の名の正中の部分に罅が入った方を物忌にする、としており〔森本2003〕、方法に変遷があった可能性もある。

3) 貫前神社

貫前神社（群馬県富岡市）は、上野国一宮で、経津主神を祭神とする。現在も毎年12月8日に「鹿占神事」と呼ばれる神事が実修されている。成立時期は不明だが、文献上の初見は延宝8（1680）年で、往時は2月と12月の辰の日におこなわれていた。現在は周辺諸村の火災の有無をト占の目的としているが、古くは肩胛骨2枚を用意し、1枚は天下の吉凶を、1枚は神領内の諸村の吉凶を占ったという〔文化庁文化財保護部1984〕。手法の概要は以下ようになる。

- ①素材には雄のニホンジカの肩胛骨を用いる。古くは近隣の秋畑村で捕獲した鹿を利用したというが、現在は確保の困難さから、栃木・二荒山から入手しているという。左右の別は特にならない。
- ②肩胛骨には、現在では骨にほとんど加工をおこなわない。ただし、『一宮巡拝記』（橘三喜著、元禄6（1693）年成立）や『正ト考』、『貫前神社特殊神事』（昭和10年代の記録）などでは、肩胛棘などを除去して薄く磨き、棘下窩部分を「長さ4～5寸・幅3～4分許」⁹⁾の短冊形に切り出して加工していることがみえる。整形手法の変化には、上記の素材入手方法の変更であろう。
- ③大祝詞の奏上の後、神前に置いた盤の上で、忌火で焼いた錐を肩胛骨の肋骨面側から骨に垂直に突き刺し、その通り具合を観て占う。結果として、ト骨には穿孔が多数残ることになる（第2図2）。孔は径2～3mmで、棘下窩を中心に30ヶ所前後が残る。

4) 御嶽神社

武蔵御嶽神社（東京都青梅市）は、櫛真智命などを主祭神とする。毎年1月3日の「太占祭神事」において、現在もト占がおこなわれている。各種農作物の作柄を占うものであるという。成立時期は不明である¹⁰⁾。神事は非公開であるため作法は詳らかではないが、大要は以下の通り〔神澤1983・西海1986〕。

- ①素材にはニホンジカ成獣の左肩胛骨を用いる。雌雄は雄である可能性が高い。
- ②肩胛棘を除去し、扁平にする。
- ③肩胛骨を背側面の側からそのまま火にかける。その際に肋骨面に生じる焼け罅について、「太占尺」という物差で延長を測り、それをもって作付けを占う。

6) 伊豆

伊豆は、卜部の置かれた地である。『令集解』によれば「伊豆国嶋直1口、卜部1口」（注12）と伊豆嶋直の配下に卜部が帰属していること、鎌倉時代中期の説話集である『古事談』において「伊豆国大嶋の下人者、皆此占をするなり。」¹³⁾とみえることから、伊豆卜部は伊豆諸島を主たる活動の舞台にしていたことが窺える。伊古奈比咩神社（通称・白浜神社、静岡県下田市）の社記である『三宅記』¹⁴⁾では、伊豆初頭の造島・開拓の伝承を記すなかで、島を納める壬生氏が神々から亀卜の方法を伝授されていることがみえる。伊豆では秘伝を伝える史料はないが、上記『三宅記』のほか、八丈島の高橋閔慎が聞き取りをおこなった『八丈伝』や、八丈島に流刑となった近藤富蔵が後年記した『八丈実記』（文久2（1862）年）にみえる卜占の方法は、概ね以下の要領である。

- ①素材としてはウミガメの甲羅（背甲）を利用する。
- ②加工方法としては、「大なみ」（真中背通り）を剥ぎ、裏の骨を刮りとり、1枚ごとに厚さ二分許にすり置くなり。其の中へ豎八分横六分許に穴をほり薄くす。その大なみの大きさに応じて、穴はいくつもほりて用ふ（『八丈伝』）。即ち、厚さ0.6mm程度の薄板状にした上で、24×1.8cmの町を作る。町の中に縦横の筋を設定することはない¹⁵⁾。なお、『八丈実記』によれば、亀甲は「長さ8寸幅3寸5分」（24×10.5cm）に加工するとされている。
- ③波々迦の木に火を点けて町の部分を焼灼し、息で吹き熾す。罅の先が多く分かれるほど吉とする（『八丈伝』）。『異本三宅記』に掲載されるは亀甲の図（第2図6）には、「ト・ホ・エミ・カミ・タメ」がみえるが、その配置、ひいては判定の方法は、宮中や対馬（後述）とは異なる。

7) 弥彦神社

弥彦神社（新潟県）にも亀卜関係の文書やト甲が伝来している。これらは古くから当社に伝わるものではなく、元禄年間に橘三喜が当時の宮司であった高橋氏に伝授したものであるという〔椋山2006〕。伴の『正卜考』で紹介された手法は以下の要領である。

- ①素材としてはウミガメの甲羅を利用する。年老いた亀が良いという。
- ②亀甲は表裏両面を平坦にし、平面形を将棋の駒の形にする。
- ③亀甲の裏面に町を掘る。亀甲の約半分の厚さまでは掘り窪める。
- ④町の部分を焼灼し、表面に発生した亀裂をみて判断する。

8) 対馬

対馬は、卜部の置かれた地であり、我が國に卜占を齎したとされる雷大臣命（中臣烏賊津使主命）を祀る雷神社が点在する。卜部は10ヶ村に存在したとされるが、近世段階で残存が確認されるのは、豆酸（つつ、旧・長崎県下県郡巖原町）の岩佐氏、および佐護（旧・上県郡上県町）の寺山氏の2氏のみである。対馬藩の下で正月3日に卜占が実修されており、豆酸ではその後も近年まで継続していた。『対州神社誌』によれば、豆酸では11月上旬の酉の日にも卜占がおこなわれていたという〔永留1982〕。

対馬には複数の卜占に関する書物が存在している。藤斎延による秘伝書『対馬国卜部亀卜之次第』（元禄9（1696）年）は、伴信友が『正卜考』での底本としたものである。このほか、同じく藤原斎延の手になる『亀卜伝』、対馬藩の杉村采女の手になる『元文伝』（元文2（1737）年）、対馬藩医・牟田栄庵による『対馬亀卜口授』などもある。対馬での卜占の要領は、概ね以下のようになる。

- ①素材としては亀甲（ウミガメの甲）をも用いる。捕獲したもののほか、『元文伝』や『亀卜聞書』では「浮かれ甲」（海岸に漂着した、死んだ亀の甲羅）や陸に棲む亀を利用するという所伝もある。亀甲は入手後、皮を除去し、天日に晒す・水を掛けるなどして亀甲を清浄な状態にする。

- ②亀甲は、表面を研磨により平滑にし、裏面も平坦にする。「縦横ともに、凡五六分より三分」(0.9～1.5cm)程度の町を刻む(第2図7)。
- ③亀卜に用いるものとして、亀甲、亀甲を加工する道具(斧・小刀・鑿)、指火木、兆竹、墨などを用意する。指火木には波々迦の木を利用する。決まった本数はないという。
- ④波々迦の木に火を点け、町の内側を焼灼する。「ト」の方から「ホ」の方へ指すことを3度、続いて「カミ」の方へ3度、そして「エミ」の方へ3度指す。亀甲に罅が入るまで続ける。そして罅の入った所に墨を塗って結果を判じやすくする。亀甲の表面から罅の入り具合を観て、吉凶を占う。

3) 史料にみるト占手法とその地域差

イ) 亀卜・骨卜の素材

素材には、シカの肩胛骨とカメの甲羅がある。

カメについては、鳥田尚幸氏による亀卜の素材に関する研究〔鳥田2006〕に詳しいのでそちらを参照されたいが、基本的にウミガメ(アカウミガメ)である。宮中のほか、鹿島神宮・伊豆・弥彦神社・対馬などにおける事例が該当する。亀甲は、漁民の手により捕獲されるのが主流であったが、所伝によっては、「浮かれ甲」を利用するもの、陸に棲む「下腹の黄なる鉛色の亀」¹⁶⁾を利用するというもの、などもある。

シカの肩胛骨は、『古事記』天岩戸段などにおいて利用が窺えるなど、亀卜が伝来する以前には主たるト占の素材であった。古代以降も肩胛骨の利用が認められるのは、神事として貫前神社・御嶽神社・阿伎留神社での事例¹⁷⁾、和歌として『万葉集』巻14(東歌)の「武蔵野に 占へかたやき 真手にも のらぬ君が名 トに出にけり」に限られる。いずれも関東に分布する。雌雄・左右をみると、貫前神社は雄で、左右の別はない。御嶽神社では、左肩胛骨が選択されており、雌雄は雄である可能性が高い。どの個体を用いるかは各々の判断に任されていたと考えられる。

なお、『令集解』神祇伯条での「ト兆」の字義に関する記述では、「兆者焼二牛馬骨等一」とする「伴記」の説も紹介する。即ち、「ト」は亀甲によるト占、「兆」は牛馬骨によるト占との解釈である¹⁸⁾。ウシ・ウマを用いるト占に関する記述は、管見では史料としてはこの事例に限られるものの、当時においては珍しいものではなかったことを示すと言えよう。

ロ) 素材の成形・整形

整形手法については、亀甲とシカ肩胛骨に分けてみていく。

亀甲は、入手の後、数ヶ月から数年の間天日で乾かし、臭気を除去する。その上で、斧などにより平滑な素材に仕上げ、そして利用しやすい大きさに截断する。ここまでの成形の段階は、亀甲を利用する宮中・鹿島神宮・伊豆・弥彦神社・対馬ともに共通する。

続く整形の段階は一致をみない。宮中(『新撰亀相記』・『宮主秘事口伝』)・伊豆(『三宅記』・『八丈伝』など)・対馬(『対馬国卜部亀卜之次第』など)では、亀甲に方形の町を掘る。町の形態・規模は、対馬で0.9～1.5cm四方の方形である(『対馬国卜部亀卜之次第』)のに対し、伊豆では1.6×2.4cmの横長長方形である(『八丈実記』)という。また、宮中・対馬では「ト・ホ・カミ・エミ・タメ」の十字状の町形を町の中央部に掘り込むが、伊豆ではその所作はみえない。

一方で、宮中でも近世の大嘗祭におけるト占では、町形を墨で書くことがみえる。近世段階では、「町を掘る→町形を刻む」のではなく「書く」という形で簡略化が認められる。この形は、水戸光圀が編纂した『神道集成』に収録される『亀卜秘術』¹⁹⁾においても確認される。この書物の成立した年代・地域は不詳であるが、14世紀前半に成る『宮主秘事口伝』を引くことから、14～16世紀の

うちに成立したことが明らかである。即ち、中世後期の段階で、町形を書くという手法が確立していることになる。

鹿島神宮での亀卜では、町形を伴わない。

シカ肩胛骨では、①亀甲と同様に脂肪分を除去する、②肩胛棘など肩胛骨の突起部を除去する、という手順を踏む。現在の貫前神社の鹿卜神事では①、御嶽・阿伎留の両神社では②の段階で卜占に供される。近代以前の貫前神社の鹿占神事では更に、板状の素材に加工していたことがみえる。

ハ) 焼灼方法

卜占の際の道具としては、鑿・小刀、火を指すものとして「波々迦」の木の枝を棒状にしたもの、焼灼する際に水を掛けるものとして「兆竹」、焼け罅を明瞭に見せるものとして「墨」がみえる。

亀甲を用いるもののうち、町形内に「ト・ホ・エミ・カミ・タメ」の五兆を掘る、若しくは亀甲に墨書する宮中や対馬の手法では、罅が発生するまで町形に沿って指火木を何往復も当てて焼灼している。焼灼は、下→上、中央→左、中央→右の順でなされる。町を掘るが五兆を刻まない伊豆の手法では、町の中央に火を当てるのみのものである。鹿島神宮のものは、棒状のものを当てて灼くのではなく、鼎の上に置いてそのまま火で焼いている。古い記録では焼け罅を観た可能性もあるが、近世以降は焦げ具合が判断基準となっている。

シカ肩胛骨では、貫前神社では錐を用いて焼灼する。焼け罅ではなく焼灼痕を観て占断をおこなっている。御嶽・阿伎留神社では背側面側からそのまま火で焼き、肋骨面側で焼け罅を観る。阿伎留神社の『神伝鹿卜秘事記』に拠れば、五兆を墨書するようであるが、絵巻を見るに直接の焼灼である。秘伝書のみ他からの知識を得て編纂したか、いずれかの段階で五兆を書く手法が途絶したか、は明らかでない。

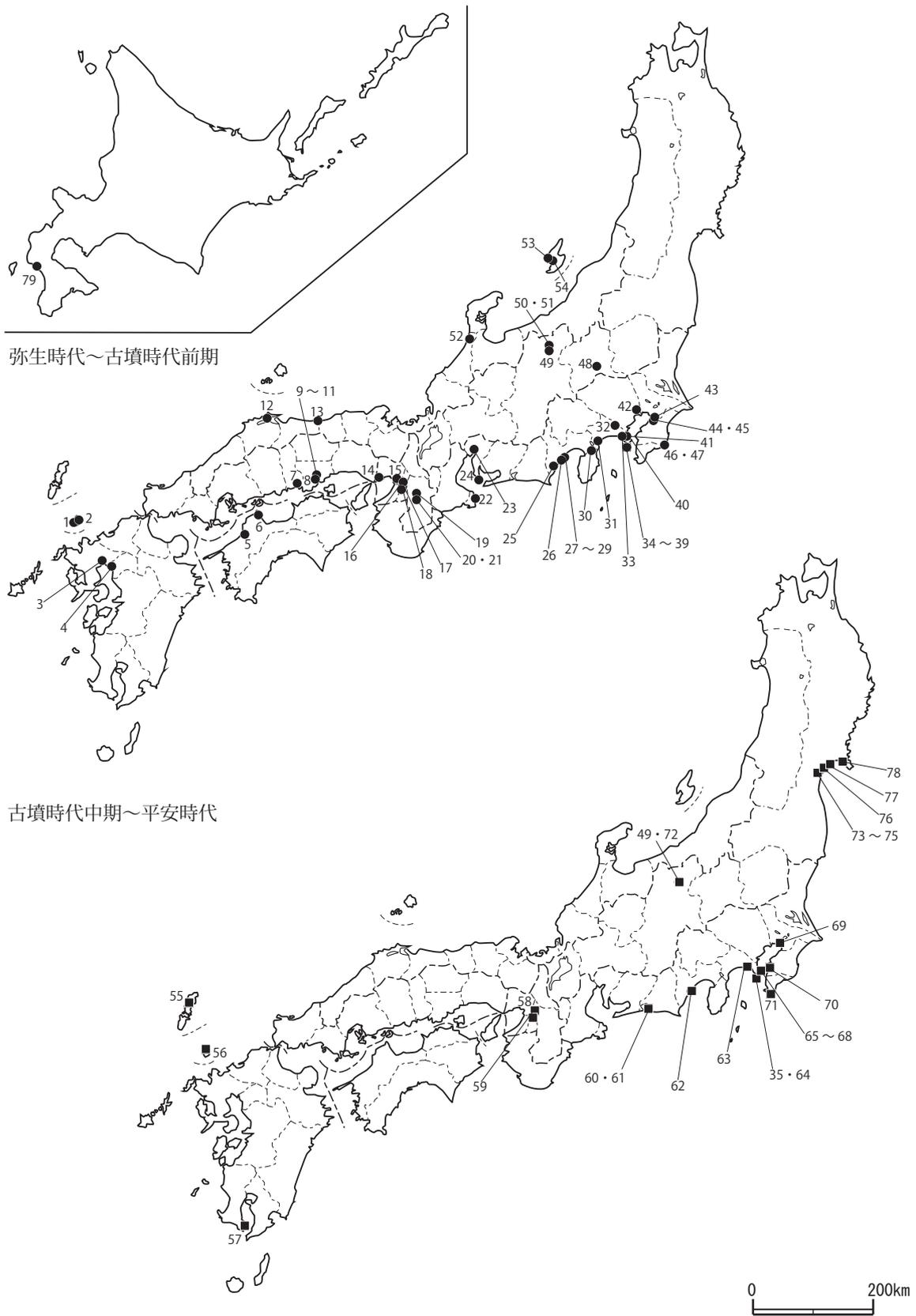
ところで、世界各地の甲骨による卜占事例を集成した新田栄治氏は、焼灼の有無・方法から、①無灼法、②全面有灼法、③点状有灼法、の3つに分類している〔新田1977〕。この分類に従えば、鹿島神宮や御嶽・阿伎留神社の手法は「全面有灼法」に、それ以外の地域の手法は「点状有灼法」となる。全面有灼法の分布は東日本に限定される。

二) 小結

卜占手法を纏めると、第1表のような分類が可能である。西日本が亀卜中心であるのに対し、東日本ではシカの肩胛骨を用いるもの、全面を焼灼するもの、などがみえるのが大きな地域差として捉えられる。総じて東日本では「罅を発生させる」よりも「焼く」こと自体が重視されている。

素材	焼灼方法	町の有無	町の作り方	事例
シカ肩胛骨	全面焼灼	作らない		御嶽・阿伎留神社
	点状焼灼	作らない		貫前神社
亀甲	全面焼灼	作らない		鹿島神宮
	点状焼灼	作らない		伊豆（『八丈伝』）
		作る	小刀で刻む	宮中（古代・中世）
				対馬・弥彦
墨書する		宮中（近世以降）		

第1表 卜占手法の分類



第3図 卜骨・卜甲出土遺跡分布地図

遺跡 No.	遺跡名	所在地		時期				
		現在の行政区画	旧国名	弥生 (前・中)	弥生(後) ～古墳(初)	古墳(中)	古墳(後)	奈良・ 平安
1	カヲカミ	長崎県老崎市	老岐	○				
2	原の辻	長崎県老崎市	老岐	○				
3	牟田寄	佐賀県佐賀市	肥前		○			
4	西蒲池池淵	福岡県柳川市	筑後		○			
5	宮前川	愛媛県松山市	伊予		○			
6	阿方	愛媛県今治市	伊予	○				
7	上東	岡山県倉敷市	備前		○			
8	南方	岡山県岡山市	備前		○			
9	足守川加茂A	岡山県岡山市	備前		○			
10	足守川加茂B	岡山県岡山市	備前		○			
11	津島江道	岡山県岡山市	備前		○			
12	古浦	鳥根県松江市	出雲	○				
13	菅谷上寺地	鳥取県鳥取市	因幡	○	○			
14	新方	兵庫県神戸市	摂津		○			
15	森之宮	大阪府大阪市	摂津	○				
16	雁屋	大阪府四條畷市	河内	○				
17	鬼虎川	大阪府東大阪市	河内	○				
18	亀井	大阪府八尾市	河内	○				
19	唐古・鍵	奈良県磯城郡田原本町	大和	○	○			
20	四分	奈良県橿原市	大和	○				
21	坪井・大福	奈良県橿原市	大和	○				
22	白浜貝塚	三重県鳥羽市	志摩	○				
23	朝日	愛知県清須市	尾張	○				
24	神明社貝塚	愛知県知多郡南知多町	尾張	○				
25	白岩	静岡県菊川市	駿河		○			
26	登呂	静岡県静岡市	駿河		○			
27	石川	静岡県静岡市	駿河		○			
28	長崎	静岡県静岡市	駿河		○			
29	瀬名川	静岡県静岡市	駿河		○			
30	八反畑前田	静岡県三島市	伊豆		○			
31	千代南原	神奈川県小田原市	相模		○			
32	河原口坊中	神奈川県海老名市	相模	○				
33	池子	神奈川県逗子市	相模	○	○			
34	海外洞穴	神奈川県三浦市	相模		○			
35	間口洞穴	神奈川県三浦市	相模	○	○		●	
36	毘沙門C洞穴	神奈川県三浦市	相模		○			
37	毘沙門B洞穴	神奈川県三浦市	相模		○			
38	大浦山洞穴	神奈川県三浦市	相模	○	○			
39	雨崎洞穴	神奈川県三浦市	相模		○			
41	杉田東漸寺貝塚	神奈川県横浜市	武蔵		○			
42	向ヶ岡貝塚	東京都文京区	武蔵		○			
43	城の腰	千葉県千葉市	下総	○				
44	菊間	千葉県市原市	上総	○				
45	草刈	千葉県市原市	上総		○			
46	本寿寺洞穴	千葉県勝浦市	上総		○			
47	こもり穴洞穴	千葉県勝浦市	上総		○			
48	新保田中村前	群馬県高崎市	上野		○			
49	生仁	長野県千曲市	信濃		○		○	
50	四ツ屋	長野県長野市	信濃		○			
51	石川条里	長野県長野市	信濃		○			
52	敵田	石川県金沢市	加賀		○			
53	浜端洞穴	新潟県佐渡市	佐渡		○			
54	千種	新潟県佐渡市	佐渡		○			
55	志多留貝塚	長崎県対馬市	対馬				●	
56	串山ミルメ浦	長崎県老崎市	老岐				●	
57	敷領	鹿児島県指宿市	薩摩					○
58	菰屋北	大阪府四條畷市	河内			○		
59	目下	大阪府東大阪市	河内			○		
60	伊場	静岡県浜松市	遠江					○
61	鳥居松	静岡県浜松市	遠江					○
62	神明原・元宮川	静岡県静岡市	駿河				○	
63	由比ヶ浜中世集団墓地	神奈川県鎌倉市	相模					○
64	浜諸磯	神奈川県三浦市	相模				●	○
65	蓼原	神奈川県横須賀市	相模					○
66	小荷谷	神奈川県横須賀市	相模					○
67	日向	神奈川県横須賀市	相模					○
68	鉞切	神奈川県横須賀市	相模				●	
69	印内台	千葉県船橋市	下総					●
70	郡	千葉県君津市	上総					○
71	沢辺	千葉県南房総市	安房				○	
72	屋代	長野県千曲市	信濃				○	
73	山王	宮城県多賀城市	陸奥			○		○
74	市川橋	宮城県多賀城市	陸奥			○		○
75	多賀城	宮城県多賀城市	陸奥					○
76	東宮鳳寿寺	宮城県塩竈市	陸奥					○
77	裏杉ノ入	宮城県宮城郡七ヶ浜町	陸奥					○
78	里浜	宮城県奥松島市	陸奥					○
79	見取澗2洞窟	北海道久遠郡せたな町	一		○			○

●:ト甲出土

第2表 ト骨・ト甲出土遺跡一覧表

2. ト骨・ト甲との比較

次に、史料から窺えるト占の方法と、実際に出土したト骨・ト甲との比較をおこなう。

ト骨・ト甲研究の嚆矢となった神澤勇一氏の研究では、加工・焼灼の方法から以下の5つの形式に分類されている〔神澤 1976 ほか〕。

第Ⅰ形式：整形を全く施さず、肩胛骨中最も薄い棘下窩の片面を点状に焼灼したもの。古墳時代の一例のみ。

第Ⅱ形式：骨面を一部分鋭利な刃物で僅かに削り、その部分を点状に焼灼したもの。弥生時代のト骨に限られる。

第Ⅲ形式：骨を大きく削ったところに、不整形の粗雑な鑽を掘り、鑽内に焼灼を加えたもの。古墳時代前期に認められる。

第Ⅳ形式：骨面の一方に平面が正円形、断面が半円形を呈する整美な鑽を設け、そこに焼灼を加えたもの。古墳時代中期に認められる。

第Ⅴ形式：獣骨・亀甲を切削して整形したのち片面に長方形を呈する鑽を彫りこみ、鑽の底に十字形の焼灼を加えたもの。他面では入念な研磨がなされる。古墳時代後期から奈良時代・平安時代初頭まで継続する。

ト骨出土遺跡の分布をみると（第3図・第2表）、東北から九州まで全国に分布するものの、弥生時代～古墳時代前期と古墳時代後期～平安時代の分布は、弥生時代に波及しなかった東北や南九州を除いて概ね重なることが理解される。更に第1図で挙げた史料の残る地域、「ト部」「占部」の確認できる地域の分布ともほぼ符合することが注目されよう（第3表も参照）。即ち、弥生時代にト占風習が定着した地域では、古代以降も基層文化のレベルで連綿と存在し続けていたのである。

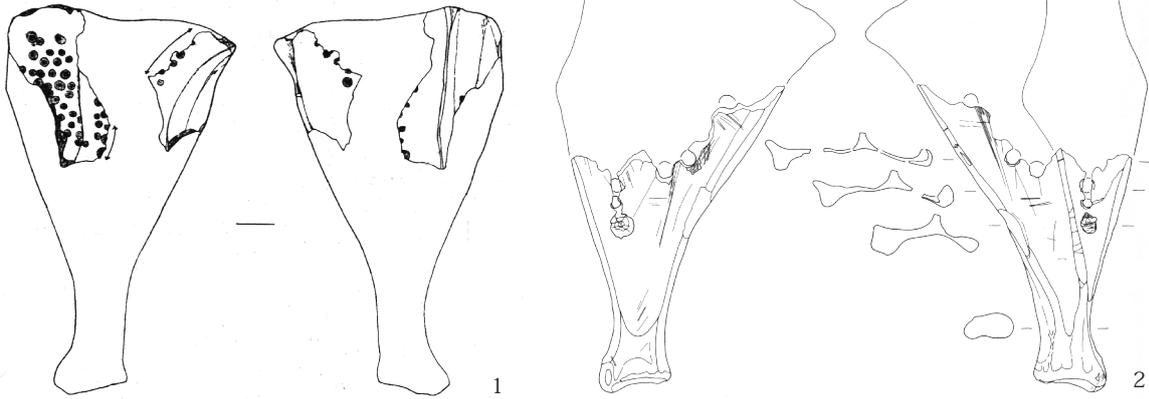
旧国名	ト部・占部の存在	史料・神事の存在	ト骨 (弥生～古墳前)	ト骨・ト甲 (古墳後～平安)
対馬	ト部	○		●
壱岐	ト部		○	●
筑前	ト部			
因幡	占部		○	
近江	占部			
駿河	占部		○	○
伊豆	ト部・占部	○	○	註20
甲斐	占部			
安房	ト部			○
上総	占部		○	○
下総	占部		○	●
常陸	占部	○		
武蔵	占部	○	○	
上野		○	○	
越後		○		
陸奥	占部			○

第3表 ト占風習存在地域対応表（●＝ト甲）

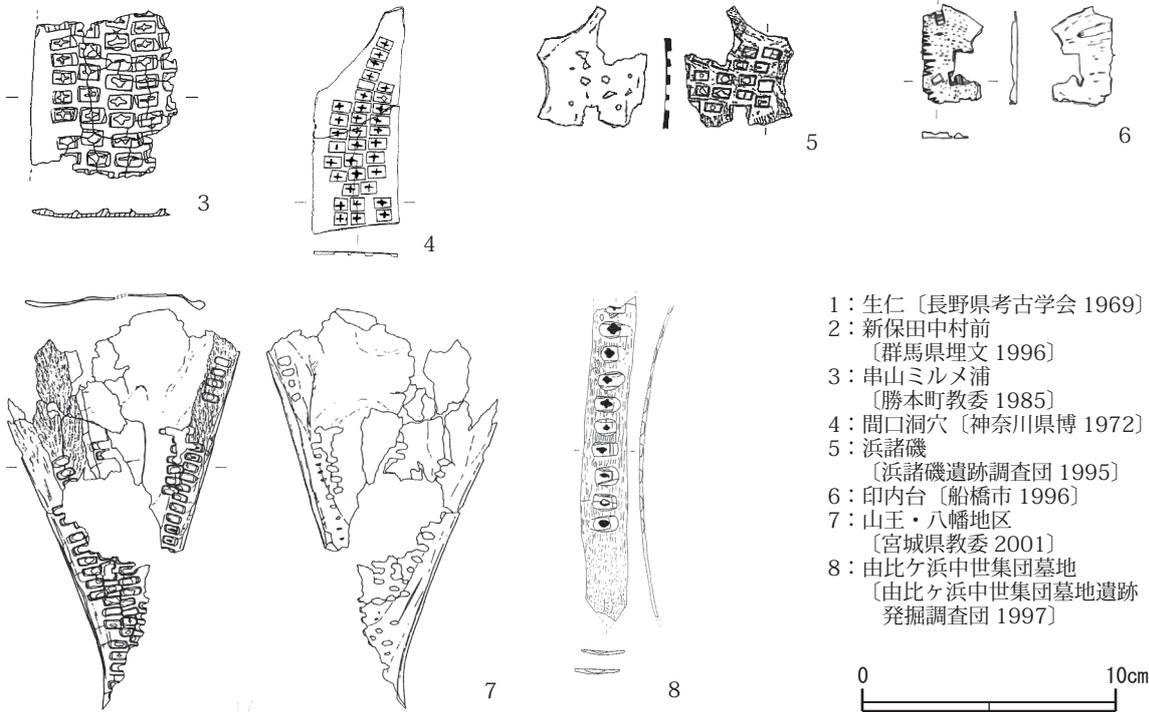
1) 素材

シカの肩胛骨は、日本列島にト占風習が伝来した弥生時代から素材として使用されており、古墳時代中期以前に帰属する第Ⅰ～Ⅳ形式では中心となるト占素材である。動物種としては、シカのほかにイノシシも使用事例が多い²¹⁾。第Ⅴ形式では、出現期である古墳時代後期には、東日本を中心

弥生時代～古墳時代前期



古墳時代中期～平安時代



- 1：生仁〔長野県考古学会 1969〕
- 2：新保田中村前〔群馬県埋文 1996〕
- 3：串山ミルメ浦〔勝本町教委 1985〕
- 4：間口洞穴〔神奈川県博 1972〕
- 5：浜諸磯〔浜諸磯遺跡調査団 1995〕
- 6：印内台〔船橋市 1996〕
- 7：山王・八幡地区〔宮城県教委 2001〕
- 8：由比ヶ浜中世集団墓地遺跡〔由比ヶ浜中世集団墓地遺跡発掘調査団 1997〕

第4図 出土ト骨・ト甲

に少なからず確認される（第4図7）²²⁾。奈良時代以降では利用は低調であるが、前段階での様相からすれば、貫前・御嶽・阿伎留の各神社での肩胛骨を利用する神事は、肩胛骨を多用していた東日本の伝統を継承するものと位置付けられよう。

亀甲を用いる事例は、第V形式に限られ、この形式は亀トを第一義としたものであったと理解される。ト甲が出土したのは、印内台遺跡群（下総）²³⁾・鉞切遺跡・間口洞穴・浜諸磯遺跡（以上、相模）・串山ミルメ浦遺跡（壱岐）・志多留遺跡（対馬）の6遺跡であり（第4図3～6）、この他に由比ヶ浜中世集団墓地遺跡（相模）においても、焼灼はないものの平板に加工された亀甲片が出土しており、ト甲との関連が想定される〔笹生 2006〕。古墳時代後期～平安時代のト骨は他の地域でも出土しているが、ト甲の出土は房総・三浦半島、壱岐・対馬のみであり、三国ト部の出身地（伊豆・壱岐・対馬）とほぼ符合する。即ち、亀トをおこなっていた集団がト部として朝廷に任用された結果であり、他の集団との差別化がなされたと考えられる。

古墳時代以降の東日本ではこの他、ウシ・ウマの肋骨が素材として多用されるが、これは先述の『令集解』ト兆条での「伴記」の解釈と符合する様相である。

2) 事前の整形

事前の整形としては、素材を平板にする行為が認められる。史料にみえる脂肪分の除去・乾燥などの行為も、当然存在したと考えられるが、現段階では認識されていない。

シカの肩胛骨では、肩胛棘など突起部を除去する手法（ケズリ）がある。これは弥生時代中期後半に西日本で出現し、後期末～古墳時代初頭には北陸や南関東、更には全面焼灼法の分布範囲ではあるが北海道（貝取澗2洞窟）にまで波及している〔右代ほか1992〕。北浦弘人氏は、青谷上寺地遺跡の出土事例を、削る範囲や技術から、A～Dの大きく4パターン（亜種を含めて6パターン）に分類された〔北浦2004・2008〕。このうちケズリDは、肩胛棘などを根元から除去しており、肩胛骨の全面を焼灼対象にすることが可能になったという点で画期的であり、古墳時代の第Ⅲ・Ⅳ形式の成立基盤となる。第Ⅴ形式での肩胛骨も、鑽の作出に先立ち、肩胛棘の除去をおこなっている。亀甲では、両面を削平し、厚さ数mm～1cm程度の薄片へと加工している。

続いて、町（神澤氏の表現では「鑽」）の設定がある。神澤氏の分類では、第Ⅲ形式で粗雑な不整形の鑽、第Ⅳ形式で整美な円形の鑽、第Ⅴ形式で方形の鑽を指標としているが、考古資料と文献史料・民俗資料を関連付ける上で注目すべきは、ト甲を伴う第Ⅴ形式である。鑽は、最終工程として鑿などにより縁辺を整美に仕上げる。ト骨も含めてその形状をみると、古墳時代後期、即ち出現期に該当する時期では、鑽の縦横比が4：5程度と方形に近いものであるのに対し、7世紀後半～8世紀前半（＝奈良時代前半まで）では縦横比が2：5前後と横長の長方形となる。8世紀後半以降も同様に横長長方形の鑽を主体とするが、鑽の縁辺の加工が粗雑となり、隅丸長方形に近いものも出現している。ただし、所謂第Ⅴ形式の分布は、古墳時代後期までは西日本では壱岐・対馬、東日本では東海（遠江・駿河）、中部高地（信濃）・南関東（相模・安房）、東北（陸奥）と広範囲で確認されている一方で、奈良時代以降の資料は東海（遠江）・南関東（相模・上総）および東北（陸奥）に限定されており、横長長方形の鑽は東日本で独自に発展した手法であるとの位置付けも可能である。ここで鑽の形状について文献史料に見えるものと比較すると、文献に現れるものの多くは方形、或いは縦横比の小さい長方形である。対馬をはじめとする出現期のト骨・ト甲で確認した鑽の作出の方法が、ト部による亀トの独占に伴って宮中で採用される一方、在地では独自の手法が定着していった結果とみることができよう。

3) 焼灼

鹿島神宮や御嶽・阿伎留神社のト占は、骨を直接加熱することから、新田氏のいう「全面有灼法」に該当する。この分類は考古資料では確認できない。いずれの神事も、その起源を中世以前に遡らせるだけの根拠も無いため、後世に出現した方法と見做すしかない。

弥生時代のト骨は、神澤氏の第Ⅱ形式では焼灼した面（灼面）と占断した面（ト面）とが同一面であるものを指標とするが、近年では灼面とト面が異なるものも西日本を中心に多く確認されている。貫前神社の鹿ト神事は、錐を用いて焼灼するという手法は特異であるが、大きくみれば神澤氏の第Ⅱ形式に該当する。焼灼痕の配置に規則性は看取できず、多数の焼灼痕を残すことに主眼がある。新保田中村前遺跡（群馬県高崎市・第4図2）や生仁遺跡（長野県千曲市・第4図1）など北関東や中部高地でのト骨が、同一面に多数の焼灼痕が残るという点では共通する。

亀甲を用いるもののうち、『新撰亀相記』や『対馬国ト部亀ト之次第』によれば、ト・ホ・エミ・カミ・タメの五兆を刻み、ト（下方）からホ（上方）へ、続いて中央→カミ（左方）、中央→エミ（右

方) という順序で指火具を押し当てていったという。一方、第V形式のト骨・ト甲での焼灼痕の多くは、鑽の底に「十」字状の焼灼痕が残る。これは先端の細い指火具を上下・左右に移動させた痕跡、と理解することが可能である。十字(四方向)が卍字(五方向)となった背景には、陰陽五行思想の影響があろう。平安時代の貴族の日記である『江家次第』においても五行と五兆との関係性が考察されている。なお、印内台遺跡での事例(第4図6)のように、「十」字状の焼灼ではなく、鑽の中央に押し当てただけのものもあり、ト占の手法も一通りではなかったのである。

まとめ

文献史料にみえる素材の選択から整形、焼灼に至る過程を、考古資料とも比較して概観してきた。

手法は、亀甲を用いるものとシカの肩胛骨を用いるものとの違いもあって、大きく異なることを確認した。ト占手法の変遷については、以下のような図式を描出できる。

- ①弥生時代に、肩胛骨を主たる素材とするト占風習が伝来し定着していく。肩胛骨の突起部を除去する整形手法なども確立する。分布は東日本で特に多く、肩胛骨利用の手法はその後も存続していく。
- ②古墳時代後期に亀トの手法が伝来し、7世紀までの間に作法が確立し、国家にまで採用されるに至る。
- ③9世紀以降は形式化が進む。考古資料の面では、不整長方形の鑽を刻むもの(第4図8)、亀甲の代わりに薄板を利用したもの²⁴⁾が出現するなど粗雑化が認められる。文献史料からみても、次第に鑽(町)を刻む手法が墨書に変わるなど簡略化されていく。御体御トでのト占内容をみても、中世の『宮主秘事口伝』の段階では相当に形式化されていることが、史料の検討から確認されている(安江1979)。即ち、国家でのト占をみても順次規模が縮小していくことが了承されよう。

地域的には、東日本で骨中心、西日本で甲中心という大枠での地域差は見出せる。

ただ、記録に残るト占と出土ト骨・ト甲との間には、中世段階での証左がほとんど無いのが現状であり、何処まで関連づけられるかは課題が残る。また、全面焼灼法の存在も、考古資料の上では本州では認められず、その起源も不明である。このほか、ト部によるト占の実態、他の神祇信仰や陰陽道との習合の状況、など考古学・文献史学両面から追究していくべき課題は多い。

註

- 1) 御体御トについて、『古語拾遺』難波長柄豊前朝条(=孝徳朝)には「白鳳四年に、…(中略)…神官頭〔今の神祇伯なり〕に拝し、叙して王族と宮内との礼儀・婚姻・卜筮の事を掌らしめき。夏・冬二つの季の御トの式、始めて此の時に起れり。(後略)」〔沖森ほか2012〕とあり、白鳳(=白雉)4(653)年頃には開始されていたと思われる。『日本書紀』天武天皇朱鳥元年六月十日条でも「ト_二天皇病_一崇_二草薙劍_一」という記事があり、日付からみて御体トである蓋然性が高い。これらの史料から、7世紀後半には確立していたと考えられる〔安江1979〕。
- 2) 奥書によれば、ト部遠継の手により天長7(830)年に成立したとされる。甲～丁の4巻が伝来するが、当初から存在したのは甲巻のみで、他は後世に追加されたものと考えられる〔工藤2005〕。以下、本書を引用する際は、沖森卓也・佐藤 信・八嶋 泉(編著)2012「新撰亀相記」『古代氏文集 住吉大社神代記・古語拾遺・新撰亀相記・高橋氏文・秦氏本系帳』による。
- 3) 吉田(ト部)兼豊の手になり、康安2(1362)年との記載がある〔安江1979〕。以下、本書を引用する際は、安江和宣校訂「宮主秘事口伝の校訂と研究」『神道祭祀論考』神道史学会による。
- 4) 沖森ほか2012。
- 5) 『延喜式』は『新訂増補国史大系』による。以下同じ。なお、志摩国からは年に12枚が齋宮へ貢納される。
- 6) 「大嘗祭国郡卜定」(寛延元(1748)年8月25日)。鳥越ほか1990『大嘗祭史料 一鈴鹿家文書一』所収。
- 7) 『常陸国風土記』香島郡条。秋本吉徳校注『日本古典文学大系2 風土記』による。
- 8) 『御ものいミ由来略』(『神道大系』神社編22「香取・鹿嶋」)。物忌職の起源や祭祀に関して記したもの。

- 9) 『貫前神社御祭典行事私記』(明治10年頃成立)。
- 10) 一説には、明暦～万治年間(1655～1660年頃)には存在していたという。
- 11) 『神伝鹿卜秘事記』は、国文学研究資料館の「所蔵和古書・マイクロ/デジタル目録データベース」のうち「西尾市岩瀬文庫画像一覧」において、画像が公開されている。
- 12) 『令集解』職員令神祇官卜部条。『令集解』は『新訂増補国史大系』による。以下同じ。
- 13) 『古事談』第6「亭宅諸道」(『新訂増補国史大系』18)。なお、異なる底本によっては「下人」を「卜人」としているようで、『正卜考』においても「卜人」としている。いずれにしても伊豆諸島に卜占の技能を有する者が多かったのは事実であろう。
- 14) 鎌倉時代後期頃の成立と考えられる。『三宅記』(内閣文庫蔵本(太政官文庫旧蔵本))、『異本三宅記』(無窮会神習文庫蔵本(井上頼園旧蔵本))は、『神道大系 神社編16 駿河・伊豆・甲斐・相模国』による。なお、『正卜考』では「白浜縁起」として紹介される。
- 15) 『正卜考』第1巻。
- 16) 『対馬亀卜伝或伝』、島田氏はこの亀について、クサガメではないかと想定しておられる〔島田2006〕。
- 17) 武蔵国ではこのほか、豊島郡卜方神社でも卜占がおこなわれていたという(『正卜考』)。
- 18) 『令集解』神祇官卜兆条。なお、多数派の学説は、「卜」を焼灼する行為、「兆」を「縦横之文」、即ち町形と解釈している。
- 19) 「亀卜秘術」(『神道集成』巻第5)。『神道大系 首編1 神道集成』による。占断の内容としては、「敵」「味方」「弓箭」など戦に関わる辞が多く認められることから、戦国時代頃の成立ではないかと考えている。
- 20) 卜甲ではないが、柏谷横穴群(静岡県函南町)のD2・D11K号横穴では亀甲が出土しており、特にD11K号では100枚以上の亀甲が床面に敷かれたような状態が確認されている。報告書〔静岡県1975〕では被葬者を占部と想定する。
- 21) 波形早季子氏に拠れば、シカとイノシシの肩胛骨の利用形態は、量的比では3:1前後である。東日本と西日本で大きく異なり、西日本でイノシシが、東日本ではシカが過半数を占めるという〔波形2009〕。
- 22) 古墳時代後期における肩胛骨(シカ・イノシシ)を利用した卜骨は、管見では神明原・元宮川遺跡(駿河)、生仁遺跡・屋代遺跡群(信濃)、鉞切遺跡・日向遺跡(相模)、沢辺遺跡(安房)、山王遺跡八幡地区(陸奥)で認められる。特に山王遺跡八幡地区(第4図7)では、170点以上の卜骨が報告書で図化されているが、その半分以上を肩胛骨が占めており、卜占素材として重視されていたことが窺える。
- 23) 印内台遺跡群(21次)の4号竪穴住居跡では、50点以上の卜骨・卜甲が出土している。報告書〔船橋市1998〕では動物種・部位の同定はなされていないが、笹生衛氏により数点の卜甲(動物種は不明)が存在する可能性が指摘されている〔笹生2006〕。筆者も実見させていただいたが、亀甲であると判断した。
- 24) 敷領遺跡(鹿児島県指宿市)では、9世紀代の包含層から五角形の鉄製品が出土している。板状のものを入れる容器であるが、その規模が大嘗祭での卜甲とほぼ同一であること、付着する木質の状況から町の存在が想定されること、などから、実際の亀甲ではなく、代用として木片を利用した卜占の存在した可能性を想定しておられる〔下山2003〕。

引用・参考文献(報告書は一部割愛)

- 井上亘 2005 「御体御卜考—古代日本の亀卜—」 武光誠(編)『古代日本の政治と宗教』同成社
- 右代啓視・平川善祥・小林幸雄・赤松守雄・門崎允昭・為岡進 1992 「大成町貝取潤2 洞窟遺跡第2次発掘調査概報」『北海道開拓記念館調査報告』31
- 大江篤 2005 「『卜甲』考」『続日本紀研究』354
- 大江篤 2006 「亀卜と怪異—媒介者としての卜部—」 東アジア怪異学会(編)『亀卜』臨川書店
- 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉(編著) 2012 『古代氏文集 住吉大社神代記・古語拾遺・新撰亀相記・高橋氏文・秦氏本系帳』山川出版社
- 押木弘己 2004 「古代鎌倉の卜骨と三浦半島一律令における海浜部集落の一側面—」『考古論叢神奈河』12
- 勝本町教育委員会 1985 『串山ミルメ浦遺跡—第1次報告書—』
- 神奈川県立博物館 1972 『神奈川県立博物館発掘調査報告書 第6号 間口洞窟遺跡(1) 資料編』
- 神澤勇一 1976 「弥生時代、古墳時代および奈良時代の卜骨について」『駿台史学』38
- 神澤勇一 1983 「日本における骨・甲卜に関する二三の考察—先史古代の卜骨・卜甲と近世以降の諸例との比較検討を中心に—」『神奈川県立博物館研究報告』11
- 神澤勇一 1990 「呪術の世界—骨卜のまつり—」『考古学ゼミナール4 弥生人とまつり』六興出版社
- 北浦弘人 2004 「鳥取県青谷上寺地遺跡出土の卜骨」『考古学ジャーナル』492
- 北浦弘人 2008 「青谷上寺地遺跡出土卜骨の属性類型の再検討について」『鳥取県埋蔵文化財センター調査研究紀要』2

- 工藤浩 2005『新撰亀相記の基礎的研究—古事記に依拠した最古の亀卜書—』日本エディタースクール出版部
- 財団法人群馬埋蔵文化財調査事業団 1996『新保田中村前遺跡Ⅳ 第6・7次の調査』
- 國分篤志 2014「弥生時代～古墳時代初頭の卜骨—その系譜と消長を中心として—」『千葉大学人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書 276 型式論の実践的研究 2 (2013 年度)』
- 笹生衛 2006「考古資料から見た古代の亀卜・ト甲とト部」東アジア怪異学会(編)『亀卜』臨川書店
- 静岡県文化財保存協会 1975『伊豆柏谷百穴』
- 島田尚幸 2006「動物学からみた「亀」卜考」東アジア怪異学会(編)『亀卜』臨川書店
- 下山覚 2003「鹿児島県指宿市敷領遺跡出土の鉄製品について」『考古学雑誌』87-3
- 相山林継 2006「彌彦神社のト甲と文書」東アジア怪異学会(編)『亀卜』臨川書店
- 辻尾栄一 2010『『対馬国ト部亀卜之次第』攷(本文編・史料編)』地域歴史民俗考古研究所
- 鳥越憲三郎・有坂隆道・渡辺周一(編著)1990『大嘗祭史料—鈴鹿家文書—』柏書房
- 永留久恵 1982「対馬の亀卜」『賀川光夫先生還暦記念論集』賀川光夫先生還暦記念会
- 長野県考古学会 1969『生仁』
- 波形早季子 2009「弥生時代の卜骨の再検討—シカ・イノシシからみた時代性と地域性について—」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』1
- 波形早季子 2010「弥生時代の卜骨にみられる技術—製作技法と卜骨方法を中心に—」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』2
- 西海賢二 1986「御嶽神社の太古神事」『日本民俗文化大系 14 技術と民俗(下)—都市・町・村の生活技術誌—』小学館
- 新田栄治 1977「日本出土卜骨への視角」『古代文化』29-12
- 橋口尚武 2001「古代の列島文化と伊豆諸島」『黒潮の考古学』同成社
- 浜諸磯遺跡調査団 1991『浜諸磯遺跡』三浦市教育委員会
- 伴信友 1844『正卜考』(『伴信友全集』国書刊行会 1910 に所収)
- 平野博之 1966「対馬・壱岐ト部について—その成立期についての2、3の問題点—」『古代文化』17-2
- 藤野岩友 1960「亀卜について」『國學院大學日本文化研究所紀要』6
- 船橋市文化・スポーツ公社埋蔵文化財センター 1996『印内台遺跡群(21次)』
- 文化庁文化財保護部 1984『鹿占習俗』国土地理協会
- 宮城県教育委員会 2001『山王遺跡八幡地区の調査 2』
- 森本ちづる 2003「鹿島神宮物忌職の祭祀—その由来と亀卜による補任について—」藺田稔・福原敏男(編)『祭礼と芸能の文化史』思文閣出版
- 安江和宣 1979「宮主秘事口伝の校訂と研究」『神道祭祀論考』神道史学会
- 由比ヶ浜中世集団墓地遺跡発掘調査段 1997『由比ヶ浜中世集団墓地遺跡発掘調査報告書・鎌倉市由比ヶ浜四丁目 1136 番地点(KKR 鎌倉若宮荘)』